

平成 24 年 4 月 2 日  
東京税関業務部

関 係 各 位

関税法基本通達等の一部改正について  
(税関ホームページへの掲載)

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 19 号)の一部の施行等に伴う関税法基本通達等の一部改正について、以下のとおり税関ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>)

トップ>所管法令等一覧(含む改正)>法律等改正(通達等)

「関税法基本通達等の一部改正について(平成 24 年 3 月 31 日財関第 321 号)」

(参考) 税関ホームページの新着情報

4 月 1 日

「日・メキシコ経済連携協定改正議定書が発効」

「特例輸入者(AEO輸入者)に係る保全担保の提供要件を緩和しました」

「実行関税率表(2012年4月版)を掲載」

3 月 3 1 日

「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正します(平成 24 年財務省告示第 117 号)」

「関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係する政令を改正します(平成 24 年政令第 111 号)」

(連絡先)

東京税関業務部管理課

電話：03-3599-6330